

やまがた礎（いしずえ）奨学金【山形市建設技師養成奨学金】

令和8年度 奨学生募集要項

この奨学金制度は、山形県出身である清水正裕氏のご意思を踏まえ、建設技師（土木・建築・建築デザイン系技術者）を目指す若者に対し奨学金の貸付けを行うことにより経済的支援を行い、山形の建設業界の振興及び地域で活躍する人材の育成に資することを目的としています。

1 貸付対象者

次の要件を全て満たす方

- （１）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する専修学校（専門課程）、短期大学、大学又は大学院（以下「学校等」という。）に在籍し、土木、建築又は建築デザインに関する学科を専攻していること（令和8年度に入学予定の方を含む）。
- （２）成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康であること。
- （３）学校等を卒業又は修了した後、山形県内の行政機関又は事業所等において建設技師として従事する意思を有すること。

2 貸付額

月額5万円以内（無利子）

※5千円単位で希望する金額を貸付けます（例：3万円、4万5千円）。

3 貸付期間

奨学生として決定を受けたのち、在籍する学校等の正規の修業年限を満了するまでの期間

4 貸付人数

若干名

5 貸付時期及び支払方法

3か月分を年4回（4月、7月、10月、1月）に分けて、奨学生が指定する銀行等の口座へ振込みます。 ※令和8年度のみ、4月の振込みは5月頃になります。

6 貸付金の償還

（１）償還期間

学校等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6か月を経過した月から、貸付期間の3倍の期間内に償還していただきます。

- 〈例1〉大学4年間（月額45,000円）の貸付を受けた場合
3月に卒業して半年後の10月から月額20,000円の返済を開始し、9年間をかけて全額返済（合計2,160,000円）
- 〈例2〉短期大学2年間（月額35,000円）の貸付を受けた場合
3月に卒業して半年後の10月から月額14,000円の返済を開始し、5年間をかけて全額返済（合計840,000円）

（2）償還方法

月賦払（繰り上げ償還可）

※無利子の貸与型奨学金ですが、正当な理由がなく償還が遅延したときは、延滞金が加算されます。

（3）償還の猶予

次のいずれかに該当する場合、償還を猶予します。

- ア 山形県内の行政機関又は事業所等へ建設技師として従事しているとき。
- イ 学校等に在籍しているとき（卒業、修了後に別の学校へ進学）。
- ウ 学校等を卒業後、就職先が確定しないとき。ただし3年間を限度とする。
- エ 被災、傷病その他の事由により償還することが著しく困難であると認められるとき。
(被災の場合は5年間、傷病その他の事由は10年間を限度とする。)

（4）償還の免除

次のいずれかに該当する場合、償還を免除します。

- ア 学校等を卒業又は修了した後、山形県内の行政機関又は事業所等へ建設技師として従事した期間が3年に達したとき。
- イ 死亡したとき。
- ウ 心身の著しい障がいにより奨学金を償還することができないとき。

※山形県内の事業所等とは、山形県内に本店を有する場合に限り、山形県外に本店を有し、山形県内に営業所を有する場合は該当しません。

7 申請手続・審査の流れ

R7	10・11月	奨学金貸付事前申請(10/15～11/28)
	12月	一次審査(書類選考)
R8	1月	二次審査(面接)
	2月	審査結果の通知(内定通知)
	4月	奨学金貸付申請(内定者の本申請) ⇒奨学金貸付決定(貸付開始)
	5月	第1回目 振込予定

8 申請手続

下記のとおり、申請書類を作成のうえ提出してください。

(1) 申請期間

令和7年10月15日（水）から令和7年11月28日（金）まで 必着

(2) 申請方法

郵送又は持参により、まちづくり政策部建設契約課までお願いします。

持参による場合の受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 申請時に提出する書類

ア 奨学金貸付事前申請書【連帯保証人2名（1名は親権者又はこれに類する者（以下「親権者等」という。））が必要です。】

イ 奨学生推薦調書

ウ 学業成績証明書【申請する時点で最新のものの。】

※原則として、GPAの記載のあるもの（GPA証明書やGPAが記載されている成績証明書）。

高等学校やGPA制度を導入していない学校等の場合は、科目ごとの評定が記載されたもの。

エ 申請者及び同一世帯の方全員の住民票

【本籍、続柄が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。】

オ 申請者及び同一世帯の方全員の前年の所得金額がわかる書類

①給与所得者・・・源泉徴収票又は住民税の特別徴収税額決定通知書の写し

②自営業者等・・・確定申告書又は住民税の普通徴収納税通知書の課税明細書の写し

③年金受給者・・・公的年金等の源泉徴収票の写し

④失業中の方・・・雇用保険受給資格者証の写し

⑤生活保護受給者・・・生活保護受給（適用）証明書（申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもの）

※①②③の複数の項目に該当する方又は上記書類の提出が困難な場合は、市県民税課税

（所得）証明書（申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもの）を提出してください。

※エ・オの書類は、生計が同一で住所が違う方がいる場合、その方の分も提出してください。
（例：親権者等が単身赴任中の場合や親権者等が申請者へ仕送りをしている場合など）

(4) 連帯保証人

次の要件を全て満たす2名が必要です（2名のうち1名は親権者等）。

ア 成人であること。

イ 奨学金の償還能力を有していること。

ウ 他の連帯保証人とは別に独立して生計を営む者であること。

9 貸付けの内定・決定

一次審査を通過した方には、12月末に文書を通知（郵送）します。併せて、二次審査（面接）の日程をお知らせします。

二次審査の結果については、令和8年2月末に文書で通知（郵送）します。この段階では貸付候補者としての内定となり、令和8年4月以降に本申請手続が必要です。

審査結果については、電話やメールでのお問い合わせには一切お答えできません。

10 貸付内定後の申請（令和8年4月以降）

（1）奨学金貸付申請手続

奨学金貸付候補者は、令和8年4月に募集要項1の貸付要件を満たしている場合に奨学金貸付の対象となり、改めて申請手続が必要となります。

※要件を満たさない場合又は申請しない場合は奨学金貸付辞退届を提出してください。

（2）申請時に提出する書類

ア 奨学金貸付申請書【連帯保証人2名（1名は親権者等）が必要です。】

イ 在学証明書（令和8年4月申請時のもの）

ウ 奨学金貸付内定通知書の写し

エ 奨学生及び同一世帯の方全員の住民票

オ 奨学生及び同一世帯の方全員の前年の所得金額がわかる書類

カ 口座振替（変更）依頼書（口座確認のため通帳の写し等を添付）

注）エ・オの書類は、事前申請時と変更がある場合のみ提出してください（詳細は8（3）と同じ。

※奨学金貸付決定通知書は、奨学金貸付申請書類の提出を受けた後、決定次第通知（郵送）する予定です。

11 貸付決定後の提出書類

奨学金貸付決定通知書を受けた方は、下記の書類を提出してください。

（1）奨学金借入証書【連帯保証人2名（1名は親権者等）が必要です。】

（2）奨学金借入償還計画書

（3）連帯保証人の印鑑登録証明書及び市町村税の納税証明書（申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもの）

（4）調査同意書

（5）その他市長が必要と認める書類

12 その他

この奨学金制度は、他団体の奨学金制度との併用も可能とします。

申請書類に記載された個人情報は、この奨学金制度に関する業務以外には使用しません。また、提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>
〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市役所 まちづくり政策部 建設契約課
TEL 023-641-1212 内線(462・464)